専門医の養成開始に向けたプロセス

資料２

平成29年度から養成開始の場合

～平成28年３月 | 平成28年４月～６月 | 平成28年６月・７月 | 平成28年秋～ | 平成29年４月～

施設基幹

プログラム作成・申請 → プログラムの調整 → プログラム確定 → 専攻医の募集・採用 → 養成開始

日本専門医機構

指針等に基づきプログラム作成

専門医制度整備指針策定（平成26年７月）
- ○研修施設群で研修
- ○地域医療での研修

偏在是正のための調整、不服申立てへの対応

プログラムの審査

4月中 ①地域医療確保の観点から個別プログラム内容の審査
- ・大病院等だけのプログラムとならないよう是正
- ・必要な地域医療の研修が含まれるよう調整
- ・研修実績のある医療機関が連携施設に入るよう調整
- ・研修施設のない二次医療圏を出さないよう調整

5月中 ②診療領域ごとにプログラムの全国・地域配置を審査
- ・全国の募集数を過去実績値の１．２倍以下に調整
- ・都市部は現状の専攻医数を上限とするよう調整
- ・人口比で養成数が少なすぎる都道府県の募集数増員
- ・専攻医数が過去３年間からの激変とならないよう調整

※随時、医療機関からの不服申立てに対応

プログラム認定

採用者数の調整（公平性・十分な採用者数）

専攻医募集・採用状況の確認

（偏在の有無の検証・調整・改善）

開始後の偏在状況等を確認・調整

都道府県

協議会設置

調整・支援等

4月上旬 ↓ 情報提供

情報提供 ↓ ↑ 報告・調整

都道府県内の偏在の有無について、検証・調整

4月中 ①地域医療の観点から必要な施設が漏れていないか検証（主な診療領域：内、小、外、整、産、総診）

5月中 ②基幹施設に対し、指導医の配置方針、専攻医のローテート方針等で改善が必要な点を調整

日本専門医機構に提出、連携して調整

日本専門医機構でも調整できない場合、厚労省に調整を要請

調整・支援等

調整・支援等

調整の進捗状況を報告 ↓

厚労省

設置依頼

専門委員会設置

全国・地域の偏在の有無について、検証・調整等

・地域医療確保の観点から必要な基準等の見直しを検討